

平成24年第1回函館市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成24年1月11日(木) 午後1時30分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 橋田委員長, 小葉松委員, 星野委員, 河村委員, 山本委員

4 欠席委員

5 事務局 種田生涯学習部長, 岡野学校教育部長, 小林生涯学習部次長,
岡崎生涯学習部次長, 渡邊管理課長

6 傍聴者 なし

7 付議事項

日程第1 議案第1号 平成24年度教育に関する歳入歳出予算に係る意見の提出に関し, 議決を求めることについて

日程第2 議案第2号 平成23年度教育費補正予算要求に関し, 議決を求めることについて

日程第3 議案第3号 函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

日程第4 報告事項 ・高龍寺に係る登録有形文化財への登録について
・重要文化財北海道志海苔中世遺構出土銭の員数変更について

■橋田委員長

○ 開会宣言 午後1時30分

○ 議事録署名人に, 河村委員, 小葉松委員を選任。

○ 本日の日程のうち, 日程第1, 議案第1号「平成24年度教育に関する歳入歳出予算に係る意見の提出に関し, 議決を求めることについて」および日程第2, 議案第2号「平成23年度教育費補正予算要求に関し, 議決を求めることについて」, さらに, 日程第4, 報告事項の2点目「重要文化財北海道志海苔中世遺構出土銭の員数変更について」を秘密会としたいがいかがか。

○ 異議がないので, 秘密会とさせていただきます。

○ それでは, 日程第1, 議案第1号「平成24年度教育に関する歳入歳出予算に係る意見の提出に関し, 議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき, 会議録省略)

■橋田委員長

○ 議案第1号は, 原案のとおり可決する。

○ それでは, 日程第2, 議案第2号「平成23年度教育費補正予算要求に関し, 議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第2号は、原案のとおり可決する。
- それでは、日程第3、議案第3号「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第3号「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、函館市地域体育施設のうち、南茅部地域の磯谷グラウンドおよび磯谷体育館の2施設の廃止に伴い、規定を整備するものである。
- 改正内容であるが、第2条関係の別表から「函館市磯谷グラウンド」と「函館市磯谷体育館」を削ろうとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第3号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、報告事項の1点目「高龍寺に係る登録有形文化財への登録について」報告を求める。

■生涯学習部長

- 高龍寺に係る登録有形文化財の登録について、報告する。
- まず、登録有形文化財について説明する。
- 登録有形文化財は、国の文化財登録原簿に登録された有形文化財のことで、指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、許可など、強い規制と手厚い保護を行う指定制度を補い、文化財建造物を後世に幅広く継承することを目的とした制度である。
- 現在、函館市内において、7件の建造物が登録されている。
- 高龍寺については、寛永10年(1633年)に創建された、函館で最も古い寺院であるが、度重なる大火により伽藍を焼失し、現存する最も古い建造物は、明治30年頃に建立された開山堂である。
- 以後、建立を重ね、昭和8年の位牌堂の建立により、現在の伽藍配置が完成した。
- このたびの申請については、一昨年末に所有者である宗教法人高龍寺から、10件の物件を登録有形文化財としたい旨の連絡があり、調査を行ってきたが、登録について問題ないことから、7月8日に北海道を通じ、文化庁へ申請したものである。
- 昨年11月に開催された文化審議会文化財分科会において諮問され、審議の結果、12月9日に文部科学大臣に答申された。
- 今後については、2月もしくは3月の官報により告示され、文化財登録原簿へ登録、登録証等が発行されることとなる。

■橋田委員長

- 続いて、報告事項の2点目「重要文化財北海道志海苔中世遺構出土銭の員数変更について」報告を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■終了宣言

○ 午後2時55分

議事録署名人 河 村 祥 史

〃 小葉松 洋 子

調製者庶務係 田 中 修 一